

OSAKA求職者支援コンソーシアム 登録事業者向けFAQ

No.	項目	内容	回答
1	コンソーシアム (趣旨)	コンソーシアムは何をするのですか。	<p>コンソーシアムは、原油価格の上昇や物価高騰など、企業経営や労働市場に影響を与える要因がある状況において、大阪府と民間人材サービス事業者が連携して求職者支援を実施することにより、企業の人材確保・定着及び多様な人材の活躍を目的として設置した共同事業体です。</p> <p>(登録事業者の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録事業者が有する求人媒体に、大阪府雇用対策特設ホームページに掲載する特集ページを作成し、掲載すること。 ・求職者等に対する就職支援、事業主に対する採用・職場定着支援など大阪府の雇用施策の周知に努めること。 ・OSAKA求職者支援コンソーシアムの設置及び民間人材サービス事業者の登録等に関する要綱第1条の目的達成に資する取り組みを、大阪府と調整のもと、必要に応じて実施すること。 <p>(府の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府雇用対策特設ホームページの設置及び管理運営 ・その他目的達成のために必要な活動
2	コンソーシアム (参加要件)	コンソーシアム登録の募集期間はいつまでか。	募集の期限は、設定していません。
3	コンソーシアム (参加要件)	グループ会社が既にコンソーシアムに参画している場合、同一のグループに属していれば登録の手続きは不要ですか。	登録は法人ごとに行うため、グループ会社がコンソーシアムに参画済みであっても法人ごとに手続きが必要です。

OSAKA求職者支援コンソーシアム 登録事業者向けFAQ

No.	項目	内容	回答
4	コンソーシアム (参加要件)	同一企業が複数の求人掲載サイトを有している場合、サイトごとにコンソーシアム参加手続きをしなければならないでしょうか。	登録は法人ごとに行うため、同一の事業者が複数のサイトを運営している場合であっても、登録手続きは一度のみになります。 新たにURLを追加登録する場合は、「変更届出書（様式2）」を提出していただくことになります。
5	コンソーシアム (参加要件)	コンソーシアムに参加するには、どのようにすればよいですか。	以下のHPに記載している「OSAKA求職者支援コンソーシアムの設置及び民間人材サービス事業者の登録等に関する要綱」をご確認いただき、登録の手続きを行ってください。
6	コンソーシアム (参加要件)	なぜ、コンソーシアムに登録する要件として、職業安定法に規定する職業紹介事業の許可や届出が必要なのでしょう。	企業や求職者に対して支援を行うにあたり、その支援内容が法律上の職業紹介にあたる場合が考えられるため、今回のコンソーシアム参画の要件としています。
7	コンソーシアム (参加要件)	コンソーシアム登録は中小企業でもできるのか。	登録可能です。事業規模は要件に設定していません。
8	コンソーシアム (参加要件)	コンソーシアム参画の申込後、登録の適否の通知がされるまで、どれぐらいの期間がかかりますか。	申込書が到着してから、申込書の補正等がなければ1週間程度で登録決定通知を行う予定です。

OSAKA求職者支援コンソーシアム 登録事業者向けFAQ

No.	項目	内容	回答
9	コンソーシアム (特集)	コンソーシアム参画の申込をした場合、いつまでに特集ページを完成させなければいけないのでしょうか。	特集ページの作成期限は特に設けていませんが、コンソーシアム参画後、速やかに作成・掲載してください。
10	コンソーシアム (特集)	特集ページに掲載する求人企業数について、最低限の掲載数の制限はあるのでしょうか。	特に最低掲載企業数などの設定は行っておりません。 求職者支援の観点から、積極的な求人企業の開拓のもと、より多くの求人掲載をお願いします。
11	コンソーシアム (特集)	登録事業者の要件として、求人掲載サイトを有しているとは、具体的にはどのようなものなのでしょうか。	登録事業者が自ら運営するウェブサイトにおいて、クライアントである企業の求人情報を掲載しており、その内容をウェブ上で誰でもが確認できる状況にあるものを指しています。なお、SNSやYouTubeなどは対象外です。
12	コンソーシアム (特集)	職業紹介事業許可は受けていますが、自社のサイトには求人広告は掲出していません。自社名義で、他社求人サイトにクライアント企業の求人を掲出していますが、コンソーシアム参画事業者として登録できますか？	登録できません。
13	コンソーシアム (特集)	特集ページに掲載する企業の募集（営業）はいつから開始することができますか。	コンソーシアムの登録決定通知を受けた後としてください。

OSAKA求職者支援コンソーシアム 登録事業者向けFAQ

No.	項目	内容	回答
14	コンソーシアム (特集)	コンソーシアムに参画することが認められたが、まだ特集ページができていない場合、大阪府のHPにて当社が参画している情報は掲載されるのでしょうか。	特集ページができあがった段階で、コンソーシアム参加事業者として大阪府ホームページの一覧に追加して掲載します。
15	コンソーシアム (特集)	特集ページに掲載する企業について、掲載料を無料もしくは割引きする際、大阪府への報告は必要でしょうか。	大阪府では、求人企業等に対して掲載料等の情報を一覧化して提供することとしているため、ご報告をお願いします。
16	コンソーシアム (特集)	特集ページ等に府章を使用しても良いですか。	大阪府章は使用できません。 なお、大阪府との連携事業としての特集であることは表記していただいて構いません。
17	コンソーシアム (特集)	特集内容を追加する場合は、どんな報告が必要か？	変更届出書（様式2）を提出してください。